

平成25年度 財政状況資料集

総括表（市町村）

都道府県名	北海道		市町村類型	IV-2	指定団体等の指定状況		区分	平成25年度(千円)	平成24年度(千円)	区分	平成25年度(千円・%)	平成24年度(千円・%)		
					財政健全化等	×								
市町村名	白老町		地方交付税種地	1-2	財源超過	×	歳入総額	11,383,156	9,693,334	実質収支比率	2.1	0.7		
					首都	×	歳出総額	11,242,958	9,650,067	経常収支比率	90.8	99.2		
					近畿	×	財源超過	140,198	43,267	(※1)	(97.1)	(105.9)		
					中部	×	首都	5,895	83	標準財政規模	6,504,103	6,465,043		
人口	22年国調(人)		19,376		産業構造(※5)	近畿	×	実質収支	134,303	43,184	財政力指数	0.36	0.37	
	17年国調(人)		20,748			中部	×	単年度収支	91,119	-29,485	公債費負担比率	35.3	25.3	
	増減率(%)		-6.6			過疎	×	積立金	60	111	健全化判断比率			
住民基本台帳人口(※6)	26,01,01(人)		18,743		区分	山振	×	繰上償還金	7,620	22,061	実質赤字比率	-	-	
	うち日本人(人)		18,657			22年国調	708	654	積立金取崩し額	-	131,306	連結実質赤字比率	-	-
	25,03,31(人)		18,908			17年国調	9.5	7.5	指数表選定	98,799	-138,619	実質公債費比率	21.6	20.8
	うち日本人(人)		18,833			第1次	2,091	2,785				将来負担比率	190.3	197.7
	増減率(%)		-0.9			第2次	28.1	31.7						
	うち日本人(%)		-0.9			第3次	4,651	5,281						
面積(km ²)	425.75					62.4	60.2							
人口密度(人/km ²)	46													
世帯数(世帯)	8,412													
職員の状況														
特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)	一般職員等	区分	職員数(人)	給料月額(百円)	1人あたり平均給料月額(百円)	地方債現在高	14,538,779	15,400,273			
	市区町村長	1	4,675		一般職員	190	576,460	3,034	うち公的資金	11,620,006	12,097,790			
	副市区町村長	1	4,092		うち消防職員	47	133,480	2,840	債務負担行為額(支出予定額)	1,790,640	608,649			
	教育長	1	3,946		うち技能労務職員	-	-	-	収益事業収入	-	-			
	議会議長	1	3,080		教育公務員	1	4,402	4,402	土地開発基金現在高	-	-			
	議会副議長	1	2,460		臨時職員	-	-	-	積立金	141,460	120,000			
	議会議員	13	2,070		合計	191	580,862	3,041	現在高	20	5,015			
						ラスパイレズ指数			91.7	財政調整基金	658,989	550,962		
										減債基金				
										その他特定目的基金				
一般会計等の一覧	一般会計	事業会計の一覧	事業会計	公営企業(法適)の一覧	公営企業	公営企業(法非適)の一覧	公営企業	関係する一部事務組合等	関係する一部事務組合等	関係する一部事務組合等	関係する一部事務組合等	関係する一部事務組合等		
項番	会計名	項番	会計名	項番	会計名	項番	会計名	項番	組合等名	項番	団体名	(※3)		
(1)	一般会計	(4)	国民健康保険事業会計	(9)	水道事業会計	(11)	港湾機能施設整備事業会計			(13)	白老振興公社			
(2)	墓園造成事業会計	(5)	介護保険事業会計	(10)	国民健康保険病院事業会計	(12)	公共下水道事業会計			(14)	白老町体育協会			
(3)	学校給食会計	(6)	後期高齢者医療事業会計							(15)	アイヌ民族博物館			
		(7)	特別養護老人ホーム会計											
		(8)	介護老人保健施設会計											

(注釈) ※1：経常収支比率の()内の数値は、「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。
 ※2：各会計の一覧は主な会計(10会計まで)を記載している。
 ※3：地方公共団体が損失補填等を行っている出資法人で、健全化法の算出対象となっている団体については、「地方公社・第三セクター等」の団体名に○印を付与している。
 ※4：資金不足比率には、資金が不足している会計のみ記載している。
 ※5：産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、平成22年国調は分類不能の産業を除き、平成17年国調は分類不能の産業を含んでいる。
 ※6：住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に記載されている人口を記載している。